

宇部市営住宅条例中一部改正の件

宇部市営住宅条例（平成九年条例第二十八号）の一部を次のように改める。

令和六年六月七日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第六条第一項中「認められる者」の下に「（以下「単身居住が困難な者」という。）」を加え、同条第二項第八号口中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を、「第二十八条の二において」の下に「これらの規定を」を加え、同条第三項中「前項ただし書に規定する者」を「単身居住が困難な者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）の一部改正等に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(入居者の資格)

第六条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件（高齢者、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として次項に定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者

）を除く。以下「高齢者等」といいう。）にあつては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号及び第五号、港町住宅に入居しようとする者にあつては第二号から第五号まで）を具備する者でなければならぬ。

2

八

口 配偶者暴力防止等法第十条第一項

(配偶者暴力防止等法

第二十八条の二において

準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居者の資格)

第六条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件（高齢者、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として次項に定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身居住が困難な者」という。）を除く。以下「高齢者等」という。）にあつては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号及び第五号、港町住宅に入居しようとする者にあつては第二号から第五号まで）を具備する者でなければならぬ。

3 市長は、入居の申込みをした者が単身居住が困難な者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

2

八

口 配偶者暴力防止等法第十条第一項

(配偶者暴力防止等法

第二十八条の二においてこれらの規定

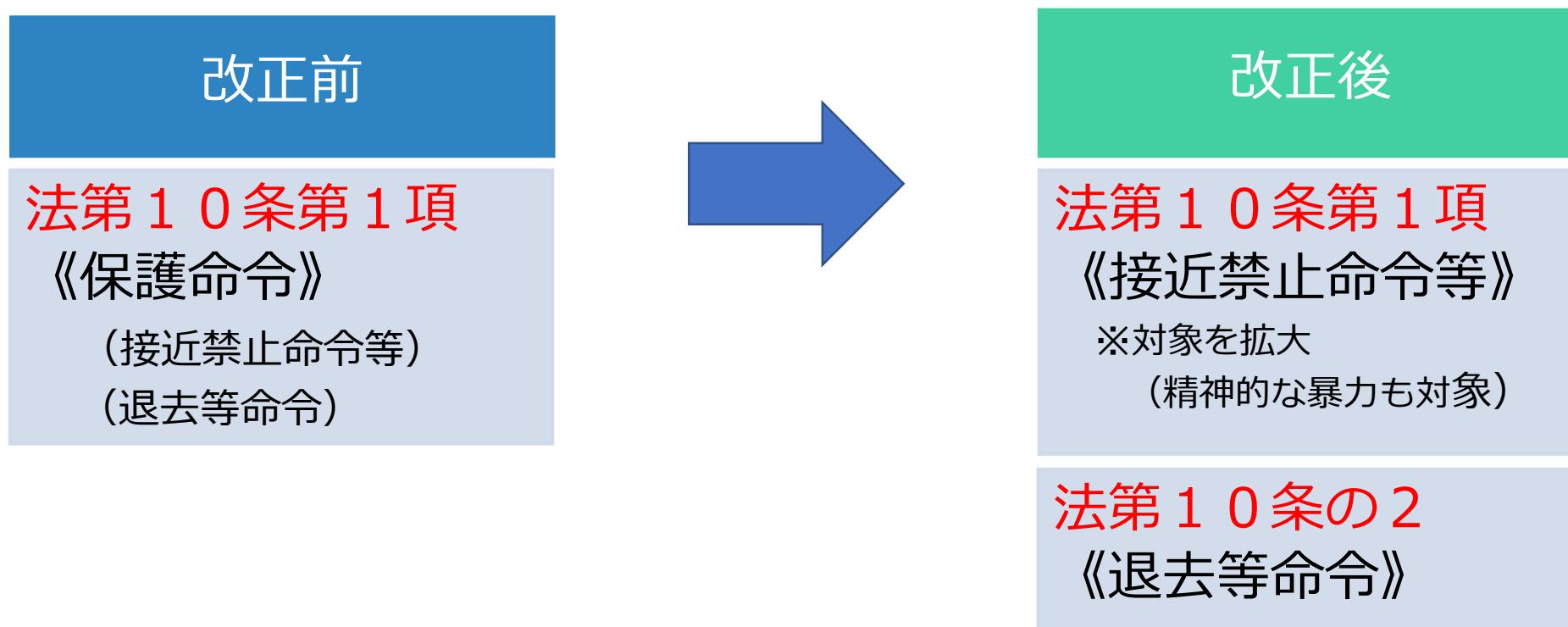
を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

資料 1

【DV防止法の改正のポイント】

※ 10条第1項 ⇒ 10条第1項、10条の2（追加）



資料2

(参考)

旧
新
旧
対
照
表

(入居者の資格)

第六条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件（高齢者、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として次項に定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者

を除く。以下「高齢者等」といいう。）にあっては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあっては第三号及び第五号、港町住宅に入居しようとする者にあっては第二号から第五号まで）を具備する者でなければならぬ。

八

口 配偶者暴力防止等法第十条第一項
(配偶者暴力防止等法)

第二十八条の二において

準用する場合を含む。」の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないものに市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居者の資格)

第六条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件（高齢者、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として次項に定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身居住が困難な者」という。）を除く。以下「高齢者等」といいう。）にあっては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあっては第三号及び第五号、港町住宅に入居しようとする者にあっては第二号から第五号まで）を具備する者でなければならぬ。

八

口 配偶者暴力防止等法第十条第一項
(配偶者暴力防止等法)

第二十八条の二においてこれらの規定を準用する場合を含む。」の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないものに

市長は、入居の申込みをした者が単身居住が困難な者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

集約的表記として、定義

集約的表記として、定義

条項の追加による補正